

9. 介護関連事業の取組について

(1) 介護サービス適正実施指導事業について

ア 本事業は、改正後の介護保険法を円滑かつ適正に実施していくために、新たなサービス等に対応した人材の養成を行うこと等により、介護サービスの質の確保・向上を図ることを目的としており、平成18年度予算案においては、新たに

- ①地域包括支援センター職員等研修事業
- ②感染症対策指導者養成研修事業
- ③介護相談員養成研修等事業

を盛り込むとともに、全都道府県で実施できるよう所要の予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、本事業の活用による積極的な取組をお願いしたい。

なお、現時点で想定している事業実施要綱(案)を別記のとおりお示しするので、これを参考に協議の準備等を進められたい。

※ 下線部分は、昨年度の事業から追加・変更(事業の組み替えを除く)したものである

別 記

介護サービス適正実施指導事業について(案)

1 事業の種類

- (1) 地域包括支援センター職員等研修事業
- (2) ユニットケア研修等事業
- (3) 「介護サービス情報の公表」制度推進事業
- (4) 高齢者地域支援体制整備・評価事業
- (5) 感染症対策指導者養成研修事業

- (6) 介護相談員養成研修等事業
- (7) 離島等サービス確保対策事業
- (8) 高齢者地域福祉推進事業

2 事業の実施及び運営

各事業の実施及び運営は、別記によること。

別記

1 地域包括支援センター職員等研修事業

(1) 目的

本事業は、地域包括支援センターに従事する者に対し、地域包括支援センターの業務に関する研修を行い、また、介護予防の業務を行う者に対し、予防給付のケアマネジメントに関する研修を行うことにより、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケア及び介護予防を推進し、もって地域で暮らす高齢者が自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。

(2) 事業内容

ア 地域包括支援センター職員研修

(ア) 研修の目的

地域包括支援センターに勤務する職員又は職員となる予定の社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等が、地域包括支援センターの意義・役割、各専門職の者が主として行う業務、他の専門職種との連携等について理解し、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上を図り、もって地域包括支援センターの適切な運営を確保することを目的とする。

(イ) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とし、その事業を「地域包括ケア・介護予防研修センター」（以下「研修センター」という。）に委託して実施するものとする。

(ウ) 研修対象者

市町村において地域包括支援センターに現に勤務している者又は勤務する予定の者とする。

(エ) 研修内容

研修の内容は、研修修了者が地域包括支援センターにおいて、それぞれの専門職種の業務の円滑な実施に資するものとする。

(オ) 受講手続等

受講の手続等については、研修センターの定める研修要綱に基づき行う。

イ 介護予防支援指導者研修

(ア) 研修の目的

都道府県又は都道府県から受託した団体が実施する介護予防支援従事者研修事業又は介護支援専門員実務研修事業における指導者としての必要な知識並びに技術を修得させることを目的とする。

(イ) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とし、その事業を研修センターに委託して実施するものとする。

(ウ) 研修対象者

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等ケアマネジメントについて相当の知見を有する者であって、都道府県又は都道府県から受託した団体が実施する介護予防支援従事者研修において講師予定者として、都道府県が推薦する者とする。

(エ) 研修内容

研修は、本研修修了者が各都道府県において、介護予防支援の従事者に対して、適切に指導するために必要な内容を行うものとする。

(オ) 受講手続等

受講の手続等については、研修センターの定める研修要綱に基づき行う。

ウ 介護予防支援従事者研修

(ア) 研修の目的

介護予防支援事業所において介護予防支援の業務に従事する者又は介護予防支援事業者である地域包括支援センターから介護予防支援の一部を受託することとなる指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員がアセスメントを実施し、介護予防サービス計画を作成できるよう必要な知識の習得及び技能の向上を図り、もって適切な介護予防支援の提供を確保することを目的とする。

(イ) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、事業の全部又は一部を都道府県介護支援専門員協会等相当と認められる団体に委託することができるものとする。

(ウ) 研修対象者

介護予防支援事業所において介護予防支援の業務に従事する者（ただし、介護予防支援事業者である地域包括支援センターの他の業務を兼務し、「ア地域包括支援センター職員研修」を受講した者を除く。）及び指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員とする。

(エ) 研修内容

研修は、研修修了者が介護予防支援の適切な実施に資するものとする。

(オ) 研修講師

原則として、「イ 介護予防支援指導者研修」又は「新予防給付ケアマネジメント指導者研修事業の実施について」（平成17年9月27日老発第0927003号）に基づく研修を修了した者を充てることとする。

2 ユニットケア研修等事業

(1) 目的

本事業は、ユニットケア施設（ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホーム、ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所、その他ユニットケア（居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中で行われる生活単位と介護単位とを一致させたケアをいう。以下同じ。）を行う介護保険施設をいう。（開設を予

定しているものを含む。)以下同じ。)の管理者及び職員に対し、ユニットケアに関する研修(以下「ユニットケア研修」という。)を実施することにより、ユニットケア施設が、入居者又は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居又は利用前の居宅における生活と入居又は利用後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、入居者又は利用者が自律的な日常生活を営むことを支援することを目的とする。

(2) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とし、その事業を認知症介護研究・研修東京センター(以下「東京センター」という。)に委託して実施するものとする。ただし、平成18年度は、地域の実情により(3)イに定めるユニットリーダー研修を社会福祉法人等に委託する等の方法により実施することも認めるものとする。なお、この場合の事業内容は、(3)イに定めるものと同様以上でなければならないものとする。

(3) 事業内容

ア 施設管理者研修

(ア) 研修対象者

ユニットケア施設の管理者又はその予定者であって、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 既にユニットケア施設として開設している施設の管理者であって、本研修を受講していない者
- ② 平成18年度又は平成19年度中に開設するユニットケア施設に勤務する予定の者

(イ) 研修方法

原則3日間程度の講義及び演習による研修とする。

(ウ) 研修内容

ユニットケアの意義並びにユニットケアを効果的に提供するための環境整備及び管理の方法に係る次に掲げる事項とする。

- ・ユニットケアの理念と意義

- ・高齢者とその生活
- ・高齢者の生活とその環境
- ・ユニットケア施設における体制の整備及び管理運営
- ・ユニットケア導入・運営計画演習

なお、研修の受講に当たっては、事前及び事後に以下の課題を課すものとする。

① 事前課題

a 開設前施設の受講者

- ・ 他のユニットケア施設等において車イス等の利用者体験を行い、ケアの実態を具体的に把握する。
- ・ 自施設の建物の配置等について把握する。
- ・ 施設内の情報の共有方法や会議の持ち方等を検討し、課題を整理する。

b 既開設施設の受講者

- ・ 自施設において車イス等の利用者体験を行い、ケアの実態を具体的に把握する。
- ・ 自施設の建物の配置等について把握する。
- ・ 施設内の情報の共有方法や会議の持ち方等の現状を把握し、課題を整理する。

② 事後課題

a 研修修了後、事前に整理した課題を見直すとともに、演習で立案した運営計画を自施設のユニットリーダー研修修了者と共に見直す。

b 研修修了6ヶ月後には、運営計画の進捗状況について自施設のユニットリーダー研修修了者と共に評価を行い、東京センターに報告する。

ただし、開設前施設の受講者については、開設6ヶ月後に評価を行い、東京センターに報告するものとする。

(エ) 受講手続等

受講の手続等については、東京センターの定める研修要綱による。

(オ) 修了証の交付等

- ① 東京センターの長は、研修修了者に対し、別途定める様式により修了証書を交付するものとする。
- ② 実施主体の長及び東京センターの長は、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、所属、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(カ) 費用負担

- ① 実施主体の負担
実施主体は、研修の実施に係る経費を負担するものとする。
- ② 研修受講者の負担
交通費、教材代等の実費については、受講者の負担とする。
- ③ 国は、実施主体に対し、事業の実施に必要な経費の一部を補助するものとする。

イ ユニットリーダー研修

(ア) 研修対象者

ユニットケア施設に勤務している職員又は勤務する予定の職員（原則として平成18年度又は平成19年度中に開設するユニットケア施設に勤務する予定の職員とする。）であって、各ユニットにおいて指導的役割を担う者（以下「ユニットリーダー」という。）とする。

なお、原則として同一施設から少なくとも2名を受講させるとともに、ユニット型特別養護老人ホーム等においては、ユニット毎のユニットリーダーの配置が義務付けられたことから、できるだけ多くの職員が研修を受講できるように配慮するものとする。

(イ) 研修方法

東京センターが指定する実地研修施設における8日間（講義・演習3日間及び実習5日間）程度の研修とする。

(ウ) 研修内容

ユニットケアの意義及びその具体的手法並びにユニットケアを効果的に提供するための職員間のサポート体制等に係る次に掲げる事項とする。

- ・ユニットケアの理念と意義
- ・ユニットケア導入の過程
- ・高齢者の生活とその環境
- ・ユニットケアの具体的方法
- ・ユニットケア導入・運営計画演習
- ・情報の活用と職員のサポート及び指導等

なお、研修の受講に当たっては、事前及び事後に以下の課題を課すものとする。

① 事前課題

a 開設前施設の受講者

- ・自施設の建物の配置等について把握する。
- ・ユニットにおけるケアの内容、情報の共有方法や会議の持ち方等を計画し、課題を整理する。

b 既開設施設の受講者

- ・自施設の建物の配置等について把握する。
- ・ユニットにおけるケアの内容、情報の共有方法や会議の持ち方等の現状を把握し、課題を整理する。

② 事後課題

a 研修修了後、事前に整理した課題を見直すとともに、演習で立案した運営計画を管理者と共に見直す。

b 研修修了6ヶ月後には、運営計画の進捗状況について管理者と共に評価を行い、東京センターに報告する。

ただし、開設前施設の受講者については、開設6ヶ月後に評価を行い、東京センターに報告するものとする。

(エ) 実施施設

東京センターが指定した実地研修施設

(オ) 受講手続等

受講の手続等については、東京センターの定める研修要綱に基づき行う。

(カ) 修了証の交付等

- ① 東京センターの長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。
- ② 実施主体の長及び東京センターの長は、研修修了者について、修了証番号、修了年月日、所属、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(キ) 費用負担

- ① 実施主体の負担
実施主体は、研修の実施に係る経費を負担するものとする。
- ② 研修受講者の負担
交通費、教材代等の実費については、受講者の負担とする。
- ③ 国は、実施主体に対し、事業の実施に必要な経費の一部を補助するものとする。

ウ ユニットケア指導者養成研修（※現在検討中であり変更があり得る。）

(ア) 研修対象者

東京センターの推薦を受け、都道府県又は指定都市が適当と認めた者。

(イ) 研修方法

ユニットケアについて実践的に指導できる者を効果的に育成するため、以下の①から③の研修をすべて受講するものとする。

① 初任者研修

3日間程度の講義及び演習による研修とする。

② 実地研修

東京センターが指定する、リーダー研修の演習（2日間程度）に2回以上参加するものとする。

③ 修了時研修

原則1日間の講義及び演習による研修とする。

(ウ) 研修内容

① 初任者研修

実地研修を受講する前に、リーダー研修を指導するために必要な知識・スキルを修得する。研修を受講に当たっては、適宜事前課題を課すものとする。

② 実地研修

・経験のある他の講師とともに、実際に講師としてリーダー研修を指導する。

③ 修了時研修

上記①及び②の修了者に対して、次の研修を行う。

- ・ユニットケアの最新動向と今後のリーダー研修の進め方
- ・研修受入施設での活動状況について 等

(エ) 実施施設

東京センター及び東京センターが指定した実地研修施設とする。

エ 情報提供

実施主体は、ユニットケアを実施しようとしている施設及び市町村等に対して、ユニットケアに関する有効な情報提供を行う。なお、平成18年度は、他のユニットケアを実施しようとする施設の参考に供するため、東京センターにおいて平成17年度に本研修を受講した施設のユニットケア実施に当たっての取組内容を調査し、その状況を分析した事例集等を作成し、実施主体に送付するものとする。

(4) 留意事項

ア ユニットケアは、これまでの集団的なケアと異なり、入所者一人一人に着目した個別ケアを行うものであることから、ユニットケア施設の職員には、一層高い意識と技術が求められる。

各都道府県及び指定都市においては、管内のユニットケア施設の職員が本研修に参加できるよう、周知徹底に努めるとともに、積極的に研修を受講するよう働きかけを行うこと。

イ 本研修を効果的なものとするため、また管理者研修においては、事後課題を自施設のユニットリーダー研修修了者と共に行うことから、実施主体は、一の

ユニットケア施設から管理者及びユニットリーダーの双方を研修に参加させるものとし、管理者研修又はユニットリーダー研修の一方のみに参加することとならないよう留意すること。

ウ ユニットケアの導入を予定していない介護保険施設等の職員については、本研修の受講対象外であるので、留意すること。

エ 都道府県及び指定都市は、施設管理者研修修了者に対して、継続的に研修を実施する等により、必要な知識及び技能の修得の再確認を行うよう努めるものとする。

オ 都道府県及び指定都市は、ユニットリーダー研修修了者に対して、継続的に研修を実施する等により、必要な知識及び技能の修得の再確認を行うよう努めるものとする。

3 「介護サービス情報の公表」制度推進事業

(1) 目的

この事業は、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービスに関するモデル調査を実施し、調査内容等の検証を行うことを目的とする。

(2) 実施主体

事業の実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を指定情報公表センターの指定をしている法人等に委託することができる。

(3) 事業内容

ア モデル調査事業

(ア) モデル調査の実施

① 調査対象

調査対象事業所は下記のとおりとする。

a 訪問リハビリテーション

b 通所リハビリテーション

c 介護療養型医療施設

④ 実施箇所数

調査対象事業所毎に3箇所とする。

⑤ 調査対象事業所の選定

調査対象事業所は、別紙「調査対象事業所及び調査候補者選定基準」(以下、「選定基準」という。)により選定し、調査対象事業所の同意を得て決定するものとする。

④ 実施方法

a 各調査対象事業所毎の調査体制

1 事業所当たり調査員2名1組で訪問調査を実施するものとする。

b 調査日数

1 調査当たり訪問調査日数は概ね1日とする。

⑤ 調査様式

別に定める調査対象事業所毎の調査様式により実施するものとする。

⑥ その他

調査スケジュールが確定し次第厚生労働省へ報告するものとする。

(イ) モデル調査事業調査員の養成等

① モデル調査事業調査員候補者の選定

モデル調査事業調査員候補者は、別紙2「選定基準」により選定し、モデル調査事業調査員候補者の同意を得て決定するものとする。

なお、モデル調査事業調査員候補者の選定に当たっては、同業他社の役員・職員ではない者とするよう配慮するとともに、1つのサービス当たり4名とし、可能な限り制度施行を踏まえた選定とすること。

② 基礎研修の実施

都道府県は、モデル調査事業調査員候補者に対し、社団法人シルバーサービス振興会 (以下「振興会」という。) が実施するモデル調査事業調査員養成中央研修 (以下「中央研修」という。) の前に、別紙『「介護サービス情報の公表」モデル調査事業調査員の基礎研修について』に定めるところ

ろにより、介護保険制度の理念、サービス提供の流れ及び調査対象事業所・施設に関する基礎知識等に関する基礎研修を実施するものとする。

なお、これらの知識を十分に有すると認められる者については、基礎研修の受講を免除して差し支えない。

③ 中央研修への派遣

都道府県は、モデル調査事業調査員候補者を中央研修へ派遣する。

④ 事前説明会の開催

都道府県は、中央研修を修了したモデル調査事業調査員、調査対象事業所に対して事前説明会を開催し、訪問調査の日程調整等を行う。

(ウ) 都道府県検証会議の開催

① 内容

調査結果を集約・整理し、事業所情報公表項目等の検証を行うものとする。

② 構成

都道府県職員、指定情報公表センターの指定をしている法人、調査員、調査対象事業所職員等で構成するものとする。

③ 報告書の作成

報告書を作成し、厚生労働省へ提出する。

(4) 実施上の留意点

ア モデル調査事業の実施に当たっては、制度施行時の実施方法、実施体制等を念頭に置いた体制で実施するように努めること。但し、調査対象事業所が特定される形での調査結果の公表及び調査対象事業所からの調査費用の徴収は行わないこと。

イ 本事業の関係者は、正当な理由なしに本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、本事業実施における利用者及び利用者家族の個人情報の取り扱いについては別に定めるものとする。

4 高齢者地域支援体制整備・評価事業

(1) 目的

介護予防（認知症予防含む）・生活支援サービスの充実を図る市町村に対し、サービスの充実・強化に関する情報の提供等を行うことにより、都道府県・指定都市域全体における高齢者地域支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県・指定都市とする。

都道府県・指定都市は、適切な事業運営が確保できると認められる団体に事業を委託することができるものとする。

(3) 事業内容

ア 広報・啓発

地域住民に対し、介護予防・生活支援サービスを行うサービス提供団体活動への積極的な参加を促すための広報・啓発を行う。

イ 情報収集

(ア) 介護予防・生活支援サービスに関する県内外の優良事例・先進事例の収集・分析を行う。

(イ) 管内の地域包括支援センターの業務（包括的支援事業）の評価に資する事例の収集・分析を行う。

ウ 研究・開発

高齢者のニーズ等を基に、新たな介護予防・生活支援サービスの研究・開発を行う。

エ 情報提供

イ及びウの成果について、管内の市町村等に対し詳細に情報提供を行う。

5 感染症対策指導者養成研修事業

(1) 目的

特別養護老人ホーム等の施設管理者及び感染管理担当職員等を対象とした研修を実施することにより、特別養護老人ホーム等において感染症の発生を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的とす

る。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県・指定都市とする。

※委託等実施方法については検討中である。

(3) 事業内容

指導者となりうる施設管理者及び感染管理担当職員等を対象に、以下のような研修を実施する。

ア 講義内容（2日間）

例

- ・高齢者介護施設と感染対策
- ・感染管理体制の整備
- ・平常時の衛生管理
- ・感染症発生時の対応
- ・個別の感染管理対策

イ 演習内容（1日間）

例

- ・微生物学的実習（簡易検査法）
- ・衛生学的手洗い実習

(4) 実施上の留意点（※ 詳細については検討中である。）

ア 本事業の実施に当たり、原則、衛生担当部局と連携のもと実施するものとする。

イ 感染管理の基本である微生物（細菌・ウイルスなど）について、日常生活における汚染状況、接触感染症の中で最も感染源となりうる手指の汚染状況及び手洗いの仕方（通常の手洗い・社会的な手洗い）による衛生状況を、演習を通して理解する。

6 介護相談員養成研修等事業

(1) 目的

今後、介護相談員には、①介護サービス利用者間の不公平感の解消、孤独感の解消等の精神的なサポート、②地域住民等に対する認知症の理解促進、③地域包括支援センターを中心とする地域包括ケアにかかわる一員となるなど、様々な役割も求められるため、介護相談員の養成研修・現任研修を行うとともに、介護相談員間の情報・意見交換等の体制を構築することを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、事業の全部又は一部を事業運営が適切に実施できる団体に委託することができる。

(3) 対象者

都道府県が適当と判断した者

(4) 事業内容

ア 介護相談員養成研修

地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談などに応じるボランティア（介護相談員）となるために、介護相談員に必要な知識及び技術等の習得を図る。

・前期研修カリキュラム（例）

講義内容	講義時間
介護相談員派遣事業について、利用者の権利擁護、老人保健福祉施策と介護保険制度の理解	5時間
自立支援のためのケアプランとは、介護相談員の意義と役割、虐待の発見と兆候、身体拘束とケアのあり方	6. 5時間
認知症高齢者の理解、高齢者の理解、適正な福祉用具・住宅改修の活用、介護の基礎知識・実習	6. 5時間

在宅高齢者と家族への相談活動、コミュニケーション技法と トレーニング、活動記録と報告	6時間
---	-----

※ 当該研修終了後、介護保険施設等への訪問実習を行うとともに、市区町村における地域ケア体制等についてのヒアリングなど、市区町村において実地研修を実施すること。

・後期研修カリキュラム

講義内容	講義時間
訪問実習の活動発表と検討、訪問実習及び実践活動におけるポイント	5時間

イ 現任介護相談員研修

現任の介護相談員等に対して、継続的に研修を実施することにより、必要な知識・技術の習得を図り、介護相談員の資質向上を図る。

・研修カリキュラム (例)

講義内容	講義時間
介護相談員派遣事業について、利用者の権利擁護、老人保健福祉施策と介護保険制度の理解	5時間
在宅高齢者と家族への相談活動、コミュニケーション技法と	6時間

トレーニング

ウ 市区町村（事務局担当者）研修

介護相談員派遣等事業の適切かつ円滑な実施を図るため、介護相談員派遣等事業を実施する、又は実施する予定の市区町村（事務局）担当者を対象に、介護相談員派遣等事業の理解を深めるとともに、事務局運営の要点及び先進的な自治体の事例等、事務局としての必要な知識等を習得する。

・研修カリキュラム（例）

<u>講義内容</u>	<u>講義時間</u>
<u>介護相談員派遣事業について、介護相談員の意義と役割</u>	<u>1時間</u>
<u>介護相談員活動と今後の展開</u>	<u>1時間</u>
<u>事務局の役割と運営</u>	<u>1時間</u>

エ 活動事例報告・意見交換の開催

地域における介護相談員派遣等事業の推進のため、全国の活動状況等の情報の共有や意見交換の場を設けることにより、介護相談員等の資質の向上を図る。

オ 介護相談、地域づくりに関する普及啓発

地域における介護相談員派遣等事業の推進のため、都道府県内の活動状況の公表、パンフレット等の作成、事業者説明会等により、管内のサービス利用者及び事業者等に事業の趣旨等の理解を図る。

カ その他介護相談員の活動の促進に必要な事業

(5) 実施上の留意点

ア 講義の時間数や内容については、例を参考に独自に設定することができる。

イ 終了証明書は、研修を実施する都道府県又は都道府県が適当と認めた団体
(以下「研修実施者」という。)において交付するものとする。

ウ 研修実施者は、研修終了者について、終了証明書番号、終了年月日、氏名、
生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理すること。

7 離島等サービス確保対策事業

(略)

8 高齢者地域福祉推進事業

別に定める「平成13年10月1日老発第390号老人クラブ活動等事業の実施
について」により実施するものとする。

イ 介護相談員派遣等事業について

介護相談員には、サービスの質の向上、認知症対策を始めとした利用者及びその家族の権利擁護の促進、地域包括支援センターを中心とする地域包括ケアに関わる一員となるなど、様々な役割が求められているところである。

現在、本事業を実施している市町村の中には、制度創設後早期に着手され、先進的に取り組んでいるところがある一方、実施していないところも多く見受けられる。「介護相談員派遣等事業実態調査」(別紙連絡事項)によっても、市町村によってその取組に大きな差が見受けられ、未だ事業の推進・定着が十分に図られていない状況にある。

本事業の更なる推進を図るためには、各都道府県の支援が重要であることに鑑み、平成18年度予算(案)において、新たに都道府県が介護相談員の養成研修等を行うための予算を計上したところであるので、各都道府県におかれては「介護相談員養成研修等事業」を活用し、介護相談員の養成等に積極的に取り組むとともに、管内の市町村に対しても速やかに周知願いたい。

なお、養成研修の実施に当たっては、介護相談員の養成研修等の実績を有している「介護相談・地域づくり連絡会」の研修（別紙参照）を活用又は、内容等を参考とするなど、適切な実施を図られたい。

平成18年度介護相談員研修日程(予定)について

1. 介護相談員養成研修

会場名	日 程		研修会場
	前 期	後 期	
東京①	平成18年 7月24日(月)～ 7月27日(木)	9月 5日(火)	主婦会館プラザエフ
東京②	平成18年 8月 7日(月)～ 8月10日(木)	9月 8日(金)	主婦会館プラザエフ
大阪①	平成18年 8月28日(月)～ 8月31日(木)	10月11日(水)	ウェルサンピアなこわ
大阪②	平成18年10月 2日(月)～ 10月 5日(木)	11月 7日(火)	ウェルサンピアなこわ

※前期研修と後期研修の間に、各自治体・施設での実習が行われます。

2. 介護相談員現任研修

(現任研修は、所定の介護相談員養成研修を修了し、実際に活動している介護相談員を対象に行われます。2回目以降の方も受講していただくことができるスキルアップのための研修です。)

会場名	日 程	研修会場
東京①	平成18年 6月28日(水)・ 6月29日(木)	主婦会館プラザエフ
東京②	平成18年 7月11日(火)・ 7月12日(水)	主婦会館プラザエフ
大阪①	平成18年 8月 3日(木)・ 8月 4日(金)	ウェルサンピアなこわ
東京③	平成18年 9月26日(火)・ 9月27日(水)	主婦会館プラザエフ
大阪②	平成18年10月24日(火)・10月25日(水)	ウェルサンピアなこわ
大阪③	平成18年11月 8日(水)・11月 9日(木)	ウェルサンピアなこわ
東京④	平成18年11月15日(水)・11月16日(木)	主婦会館プラザエフ
大阪④	平成18年11月28日(火)・11月29日(水)	ウェルサンピアなこわ
東京⑤	平成18年12月 6日(水)・12月 7日(木)	主婦会館プラザエフ
東京⑥	平成18年12月14日(木)・12月15日(金)	主婦会館プラザエフ

※平成18年度は1課程、2課程の区別はございません。

●上記の日程は、参加人数や状況により変更する場合があります。

【東京会場】

主婦会館プラザエフ
〒102-0085
東京都千代田区六番町15番地
TEL 03-3265-8111

【大阪会場】

ウェルサンピアなこわ
〒559-0031
大阪府大阪市住之江区南港東8丁目4-47
TEL 06-6614-1133

<お問い合わせ先>

介護相談・地域づくり連絡会
〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2-7-15
近代科学社ビル4階
TEL03-3266-9340 FAX03-3266-0223
E-mail sodanin@net.email.ne.jp